

令和3年7月 富士宮市教育委員会定例会 議事録

1 日時 令和3年7月20日(火) 午後1時29分～午後3時17分

2 場所 市議会第2委員会室

3 出席者 教育長、教育委員及び説明のための事務局職員

4 日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 教育長報告

第3 議第25号 富士宮市立小中学校の通学区域を定める規則の一部を改正する規則制定について

第4 議第26号 令和4年度から令和6年度まで使用する中学校社会(歴史的分野)の教科用図書採択替えに関する同意について

第5 議第27号 富士宮市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱について

第6 議第28号 富士宮市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

第7 市議会6月定例会の報告

5 会議内容

第1 会議録署名委員の指名について

第2 教育長報告

・教員の定年延長

最初に、静東教育事務所教育長会の報告になります。今後に関わる部分で定年延長について、教育長会で資料が示されましたので、レジュメの次のページをご覧ください。地方公務員法の一部が改正されるということで、令和5年度から国家公務員の定年が引き上げられて、併せて地方公務員についても同じように引き上げられていくということで、令和3年の通常国会に法案を提出する予定になっています。

役職については、従来どおり60歳ということで、定年制をそのまま現行どおり取っていきます。それから、61、62歳とだんだんと2年ごとに延びていくわけですが、本人の希望によって3時間勤務を可能とするということで、今進んでいます。それから、60歳を超えた場合には、60歳の前の7割の水準で設定されていく形で、2023年、2024年は61歳、2025、2026年で62、63、64、65歳で、あとはずっと65歳が定年になるということなものですから、採用をどのようにするのかということが一つ問題になると思うのですが、おそらく非常勤の講師、臨時同士の数でバランスを取っていくということが予想されます。管理職については、60で役職定年ということで、毎年切り替わっていく、そのような形で今設計を考えているということでした。

管理職が定年の後、どのような形になるかということ、このまま教員として働く場合と、それから新たに専門スタッフ職、カウンセリングの担当、あとは新採指導とか、そのような形で専門職というのを用意されて、そこに異動を希望する場合は、そのようになっていくのかなと思います。その

ため、教員に戻るケースと、それから健康指導教員や色々なカウンセリングを担当するとか、もしかすると資格等が必要な場合には事前に資格を取っていただくような形になってくるのかなど。それについては、これから明らかになってきます。

あと一つ、一番大きいことは、65歳で定年になるとその分のお金、7割換算というところと3割ぐらい実際の任用よりも多くなりますので、そのときのお金をどうやって生み出すかということで、総額は変えないで生み出すとしたら、先生たちの昇給を遅らせる。今は毎年の昇給と特別昇給と両方持っているわけですが、特別昇給の時期も遅らせるか、もしくは給料表自体を変えて最後のつじつまを合わせる。55歳ぐらいになったら同じようにしていき、それに係る退職金とかで60歳以降の必要経費を生み出すような形で、生涯賃金、生涯所得は変えずに変更を図っていくということ、組合との同意がどうなるかということなどの話がこれから徐々に法改正が見えてきたら、情報が入ってくるのかなと思います。

・中体連の結果

2件目で中体連の結果が報告されましたので、一覧表でつけさせていただきました。

・教職員のワクチン接種

それから、3点目で、小中学生のワクチン接種については、新聞報道されていますので省略させていただきます。教職員対象のコロナワクチンの接種については、要望書が7月5日に静教組、組合のほうから頂きました。それから、7月16日に市P連のほうから先生方の接種について配慮してほしいという要望書を頂いて、7月26日に校長会からの要望が届く予定になっています。3つ揃いましたら教育部長のほうからプロジェクトチームのほうにお渡しして考えていただく予定です。ただ、もう年齢別の接種が始まっていますので、今考えると職域接種しかないのですけれども、職域接種のほうは今止まっていますので、どちらが先かという状況です。国の予定は11月末から12月となっていますので、集団接種が始まっても、既に企業のエントリーしているほうが先に接種しますので、それでモデルナのワクチンだと4週間かかりますので、どっちで打ってもそう差がないとすると、ほぼ同じくらいの時期に行きますので、プロジェクトチームの仕事に支障のないような形で取り組んでいただくような形になるのかなと思います。

もう一つが、キャンセルのところに入れるということがあります。今もう実際に動いている市があつて、今すごくそれで混乱を起こしています。誰からキャンセルを埋めていくのか、どこの学校から埋めてくるのかということで、校長先生から見たら現場の先生を大事にしていけないという形になりますし、今度は同じ学年部で若い先生から打ったら学年主任はどうして打たないのだと、キャンセル対応のときに誰をどんな順番でという問題があります。富士宮市のほうは、今からキャンセル対応をして、次のところは大体若い年代ぐらいのときにキャンセルが増えていくとなると、わざわざ現場に混乱を起こすことはないと思うので、キャンセル対応ということは、教育部長と話した中では、そんなに積極的に進めてはいません。

もう一つの問題が、他市で起こっているのは、1回目の接種のときのキャンセルは2回目保証されますが、2回目のキャンセルになった場合には、その3週間後のワクチン接種が保証されないというような問題点が明らかになって、キャンセル対応というのは、積極的に進める状況にないなということを今考えています。また、具体的に要望が揃って、プロジェクトチームにお渡しする中で、方向性については、今後の教育長報告か教育総務課の報告でさせていただきます。

第3 議第25号 富士宮市立小中学校の通学区域を定める規則の一部を改正する規則制定について

(教育長)

それでは、議案の審議に入ります。

「日程第3、議第25号 富士宮市立小中学校の通学区域を定める規則の一部を改正する規則制定について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

(学校教育課)

お手元の資料を御覧になってください。議第25号 富士宮市立小中学校の通学区域を定める規則の一部を改正する規則制定について、別表を御覧になってください。現行と改正案ということですが、別表第1、富士宮市立東小学校及び別表第2、富士宮市立富士宮第一中学校の通学区域のうち、清水窪区につきましては、現清水窪区民が全て転居したことにより、区自体がなくなったことを受け、それを除いた項に改正する規則を制定したく提案いたします。御審議をお願いいたします。

(教育長)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

(教育長)

それでは、質疑なしと認めます。質疑が終了しましたので、議第25号について採決をします。本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。よって、議第25号は原案のとおり可決されました。

第4 議第26号 令和4年度から令和6年度まで使用する中学校社会(歴史的分野)の教科用図書採択替えに関する同意について

(教育長)

次に、「日程第4、議第26号 令和4年度から令和6年度まで使用する中学校社会(歴史的分野)の教科用図書採択替えに関する同意について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

(学校教育課)

それでは、よろしくお願いいたします。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則により教科書検定に再申請し、新たに発行されることとなった教科書がある場合に、その教科書と同一種目の採択替えを行うことが可能となっております。それに伴い、該当する事案が生じた際には、採択替えを行うか否かの審議が必要となります。

昨年度、全ての教科用図書について採択したところですが、今回、中学校社会(歴史的分野)の教科書が、検定を経て新たに発行されることとなりました。そのため、中学校社会(歴史的分野)の教科用図書採択替えについて、富士地区教科用図書採択連絡協議会の決議について、本市教育委員会が同意してよいか、審議をお願いするものであります。

最初に、資料の御確認をお願いいたします。お手元に資料が3つ行っているかと思います。1つは、中学校社会(歴史的分野)の教科用図書、もう一つは右上に「富士採択連第1号」とある文書、そして緑色の調査研究報告書です。これらの資料については、定例教育委員会終了後、回収させていただきたいと思っておりますので、御了承ください。

それではまず、本日までの教科用図書採択替え事務の経緯を御報告いたします。無償措置法第12条第1項により、教科用図書採択に当たって、県教育委員会は採択地区を設定しており、本市は富士市と今回の採択替えについて共同で判断することとなっております。

また、同法第13条第4項の規定に基づき、同一採択地区内の市町教育委員会の間で協議を行う方法として、地区教科用図書採択連絡協議会を設けることとなっております。今年度、本市及び富士市教育委員会教育長、両市校長会長、保護者代表者の6人を委員として、2回の協議会を書面にて開催いたしました。

協議会は、より専門的な見地から調査研究を行うことを目的に、富士地区教科書研究委員会を設置し、本市及び富士市教育委員会から推薦された中学校社会科の2名の先生方で、採択替えを行うか否かについて研究を行いました。

その後、研究委員会は研究結果を協議会に提出いたしました。協議会は、研究委員会からの報告を受け、2回目の会議において令和4年度から令和6年度まで使用する中学校社会(歴史的分野)の教科用図書採択替えを行うか否かについて決議いたしました。

これまでの経緯については以上でございます。

(教育長)

それでは、これまでの経緯について質疑がございましたらお願いします。よろしいですか。

(「なし」の声)

(教育長)

それでは、教科用図書採択替えの案についての説明をお願いします。

(学校教育課)

それでは、令和4年度から令和6年度まで使用する中学校社会(歴史的分野)の教科用図書採択替えの案についてご説明いたします。

資料としまして配付いたしました緑色の調査研究報告書を御覧になってください。今回新たに発

行されることとなった教科用図書について、研究委員会から研究結果を基に協議を進めたところ、富士地区教科用図書採択連絡協議会において採択替えを行わないことを決議しました。それでは、採択替えを行わない場合に引き続き使用することとなる中学校社会(歴史的分野)の教科書について御説明いたします。

お手元の教科用図書を御覧になってください。付箋が挟まっているかと思えますけれども、まず41ページをお開きください。こちらの上のほうに「系図を読み解こう」という「歴史の技」が設けられております。歴史的事象を効果的に調べ、まとめる技能を高めるための配慮がなされております。

続きまして、付箋92ページから94ページを御覧ください。「学習のまとめと表現」が設けられており、時代の特色を自分なりの言葉や図などを使って多様な方法で表現する活動が示されており、思考・判断したことを適切に表現する力や多面的・多角的に考察する力を高めることに特に有効であると考えられます。

付箋289ページを御覧ください。「歴史学習の終わりに」では、SDGsを取り上げ、多文化共生と持続可能な社会の創造を目指し、責任ある主権者として社会に参画しようとする意欲を高める工夫がされております。公民の学習への接続に配慮した構成になっております。

以上のように、昨年度採択し、現在使用しております教科書は、生徒が課題意識を持って主体的に学び、学習を積み重ねていけるよう配慮された構成となっております。

このことから、中学校社会(歴史的分野)の教科用図書採択替えを行わず、引き続き昨年度採択した教科書を使用することと考えました。

(教育長)

それでは、中学校社会(歴史的分野)の教科用図書採択替えに関しまして、質問、御意見がありましたらお願いします。

(教育委員)

今回、2社という形で見せていただいたのですけれども、歴史的なものや、あとQRコード関係ですね。今、富士宮市の教育の中でGIGAスクール構想等を踏まえれば、ともに出版としてはいいとは思うのですけれども、今の富士宮市の教育行政の中、あと先生の指導の中でくれば、今回選考していただいた本が最適ではないかと思っております。

(教育委員)

今回、私も事前にもう一つの教科書を見せていただきましたけれども、今調査結果報告がありましたように、変える理由ということが明確に示されない。つまり、主な選択肢で見たときに、何ら問題がないだろうということが感じられましたし、それからもう一方の中にもインターネットとのつながりが若干弱いところがあるわけですが、今後、今日もやりましたGIGAスクールの1人1台で、インターネットのアクセスが非常によくなるという中で、今までの教科書の内容が世界の流れと非常に合っているというふうに思われましたので、現在の流れでそのまま進めばいいと思います。

(教育委員)

教科書を再度見させていただきました。子供たちの思考が広がるためにQRコードもついていましたし、それから客観的に見ながら子供たちが様々なことを考えられるような教科書になっているなということを再度思いました。そのため、今までどおりこの教科書で私はいいかなということをおもいました。

(教育長)

それでは、質疑なしと認めます。質疑が終了しましたので、議第 26 号について採決をします。本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。よって、議第 26 号は原案のとおり可決されました。

第 5 議第 27 号 富士宮市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱について

(教育長)

次に、「日程第 5、議第 27 号 富士宮市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

(学校教育課)

お手元の資料、議第 27 号を御覧になってください。富士宮市立小中学校通学区域審議会条例第 3 条第 2 項の規定により、富士宮市立小中学校通学区域審議会委員を表のとおり、第 1 号、関係団体が推薦する者のうち、稲子小学校長、PTA連絡協議会理事、同じくPTA連絡協議会理事の 3 名を新たに委員として委嘱したく提案いたします。御審議をお願いいたします。

(教育長)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

(教育長)

それでは、質疑なしと認めます。質疑が終了しましたので、議第 27 号について採決をします。本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。よって、議第 27 号は原案のとおり可決されました。

第 6 議第 28 号 富士宮市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

(教育長)

次に、「日程第 6、議第 28 号 富士宮市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

(学校給食センター)

それでは、議第 28 号 富士宮市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について御説明いたします。

本案は、令和 3 年 7 月 20 日までの任期満了に伴う富士宮市立学校給食センター運営委員会委員の改選であり、富士宮市立学校給食センター条例施行規則第 6 条の規定に基づき、委員を委嘱するものです。

内容につきましては、お手元の名簿のとおりです。このうち再任の方は 13 名、新任の方は 7 人です。

なお、任期は、令和 3 年 7 月 21 日から令和 5 年 7 月 20 日までの 2 年間となります。よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

(教育長)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。よろしいですか。

(「なし」の声)

(教育長)

それでは、御質疑なしと認めます。

質疑が終了しましたので、議第 28 号について採決をします。本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。よって、議第 28 号は原案のとおり可決されました。

第 7 市議会 6 月定例会の報告

(教育長)

次に、「日程第 7、市議会 6 月定例会の報告」ですが、事前に資料をお配りしてありますので、質疑から行いたいと思います。

質問等ありましたらお願いします。

(教育委員)

いじめの認知件数についての答弁がございました。令和元年度が小学校で 974 件、中学校 300 件、令和 2 年度は 636、198 件ということで、令和 2 年度は 3 分の 1 ほど減っているということですが、この報告は当委員会で作成されているのだらうと思いますが、特に令和元年度と令和 2 年度のいじめ認知件数が減っている理由は何だったのでしょうか、そこをお聞きしたいと思います。

引き続き 31 ページを御覧いただきたいと思います。制服に関する選択制導入についての答弁がありました。先般、市議会の常任委員会の中で選択制導入を政策課題に取り組むことが妥当だと新聞報道の中ではされております。その報道によりますと、「課題を精査しながら審査を進め、提言をまとめていく」というふうに書かれています。この進め方についてお聞きをしたいと思います。この流れでいきますと、市議会の常任委員会では、恐らく提言が出てくるのだらうと思いますが、出てきた場合、教育委員会としての取扱いはどのようにしていくのかということをお聞きしたいと思います。

それから、不登校対策支援員の関係でございます。1 人の先生に随分負担がかかっているというふうに思われますし、各課報告のほうであると思えますけれども、県全体もそうですし、国全体もそうですが、不登校が増えている中で、今後人員要求をすれば早めに手続を取っていかないとまずいと思えますので、もう一度ここで不登校の支援員に対する考え方の確認をさせていただきたいと思えます。

(学校教育課)

令和 2 年度のいじめの認知件数ということで、小学校 636 件、それから中学校 198 件ということで、令和元年度に比べて数が減っているということにつきましては、主に教職員のほうが子供に寄り添う時間が、令和 2 年度になりまして、コロナの影響もあって、より子供の近くに教員がいて、子供の様子をしっかりと見て取ることができたということが、様々な原因があるかと思えますけれども、それが一番大きな減った要因ではないかと分析しております。

(教育総務課)

市議会総務文教委員会からの提言書の関係なのですが、今のところどのような提言かというのが分からないのですが、市民の代表からなる市議会議員からということですので、まず教育委員会の中で教育委員の皆様にお示しさせていただいて、その内容に応じて御意見を頂戴してまいりたいと考えております。その中で、委員会としてどのような取組を行うかや方針については、必要に応じて教育委員会にて御審議いただくものだと考えております。

(学校教育課)

不登校対策相談員に関しましては、また後ほど各課報告のほうから現状等をお話ししたいと思いますけれども、現在 1 名ということで、私も以前勤めていた学校が非常に不登校数が多いというような状況で、富士根南中学校に不登校対策相談員の方を配置していただいたという中で、それをきっかけとして週 1 回、時間割の中に不登校対策委員会というものを設置しまして、その不登校対策相談員の方に何かしてもらおうというよりも、学校の組織の中で、担任や学年主任もそうですけれども、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの方にもその委員会等に入っていた

き、その中で一人一人の子供の現状を分析しながら、何ができるかというようなことを対応してまいりました。少なからず組織で対応できたというところで、不登校対策については前進できたかなというふうに思っております。

したがって、今年度配置している1人の活用の仕方について、まずしっかり整理をして、その方にどのような学校に例えば出向いたときに何をさせていただけるかということ、まず整えることが大事かなと思っております。その方を、人手が足りないから保健室、別室登校の子のところについてくださいというような形では十分活用できないと思っておりますので、まずはその方をしっかり活用できるよう今年度整備してまいりたいと思います。

(教育長)

ほかにはどうでしょうか。よろしいですか。

(教育委員)

部活動の先生方の業務のことについてなのですが、中学校の部活動については、令和5年度以降から段階的に外部指導者へ移行ということで認識はしているのですが、この中にもあるように試験的に先行実施している他市の進捗状況等について情報共有して進めていきたいとのことなのですが、これは休日に限った活動という理解でよろしいでしょうか。

(学校教育課)

平日については教員が行う部活動ということで、休日については令和5年度以降に段階的に地域部活ということで指導者、教員でない外部指導者を行っていくということになります。

(教育委員)

休日の部活ということであれば、通学区内である学校の施設を使うことが多分一番望ましいことになるのだらうと思うのですが、外部指導者の下で学校の施設を使うということに関しても、まだ今決まっていることはないのですか。

(学校教育課)

制度を導入するとして、令和5年度以降というところなのですが、非常にまだ抱えている課題、クリアしなければならないことがいくつかありまして、1つは施設的なこととか、あとは人材を、果たしてそういうような指導をしてくださる方がいるかどうかということで、では道具はどうするのかとかという細かいところがまだ不透明なところがありますので、情報を集めて、そういったことをクリアしていきながら実施していかなければならないなと思っておりますし、また休日に大会とか練習試合とか当然入ってきますので、その辺の兼ね合いというか、どのようにそこを分担していくかということも大きな課題なものですから、そういったところを情報を集めながら一つずつ解決して行って、橋渡しができればなと考えているところです。

(教育長)

ほかにどうでしょうか。

(「なし」の声)

(教育長)

それでは、ないようですので、以上で質問を終わります。